

南阿蘇村
公共施設等総合管理計画
(概要版)

熊本県 南阿蘇村
平成29年3月

公共施設等総合管理計画の目的

■ 公共施設等の老朽化

本村では、移住定住施策の推進や、住民ニーズに対応した施設建設を進めてきましたが、時間の経過とともに公共施設の老朽化が進み、計画的な更新・改修が必要となっています。

■ 少子高齢化等による公共施設等の利用需要の変化

少子高齢化や人口減少により公共施設等の利用状況や需要が大きく変化しています。将来の人口の見通しを踏まえ、人口や人口構造の変化に応じた施設のあり方を検討する必要があります。

■ 厳しい財政状況

本村の財政状況は、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や景気後退に伴う税収の落ち込みなどにより厳しい状況にあります。長期的な視点をもって施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化する必要があります。

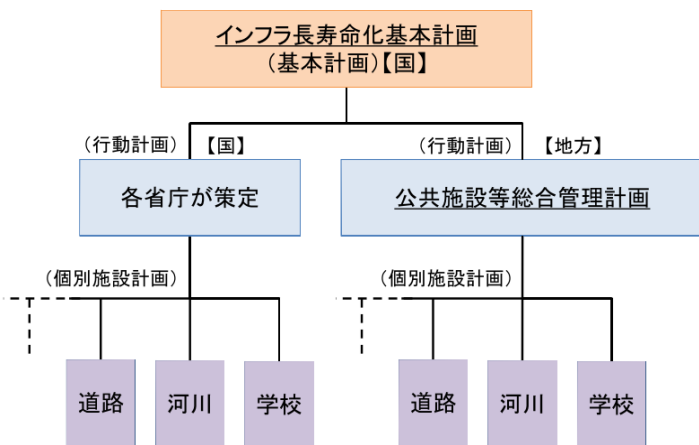
【公共施設等総合管理計画の策定要請】（平成26年4月22日総務大臣通知）

地方公共団体が所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析するとともに、これを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする計画を定めるよう国から要請されています。

計画のポイント

1. 10年以上の長期にわたる計画とする。
2. ハコモノに限らず、所有するすべての公共施設等を対象とする。
3. 更新・統廃合・長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載する。

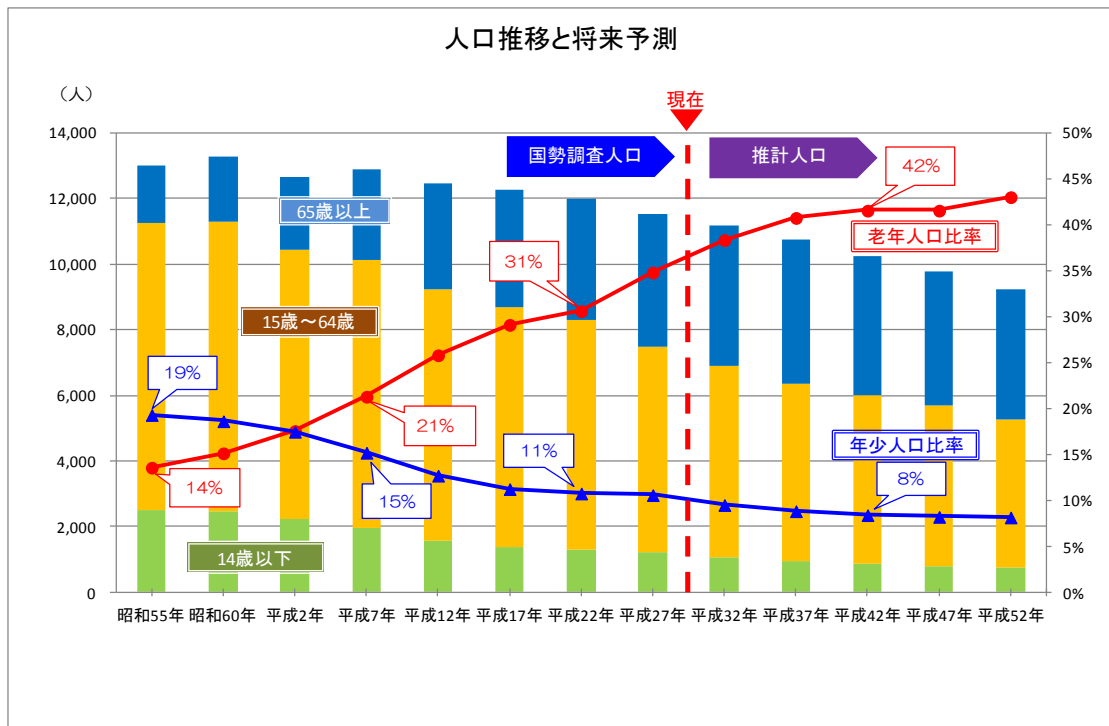
計画の位置づけ



まちの状況

【人口の動向と将来予測】

- 本村の人口は、減少傾向にあります。平成52年（2040年）までの推計においても減少し続けることが予測されています。年齢区分ごとに見ると、年少人口と生産年齢人口は、減少しています。老年人口は、しばらく増加傾向が続きますが、平成37年（2025年）をピークに、以降は減少に転じています。



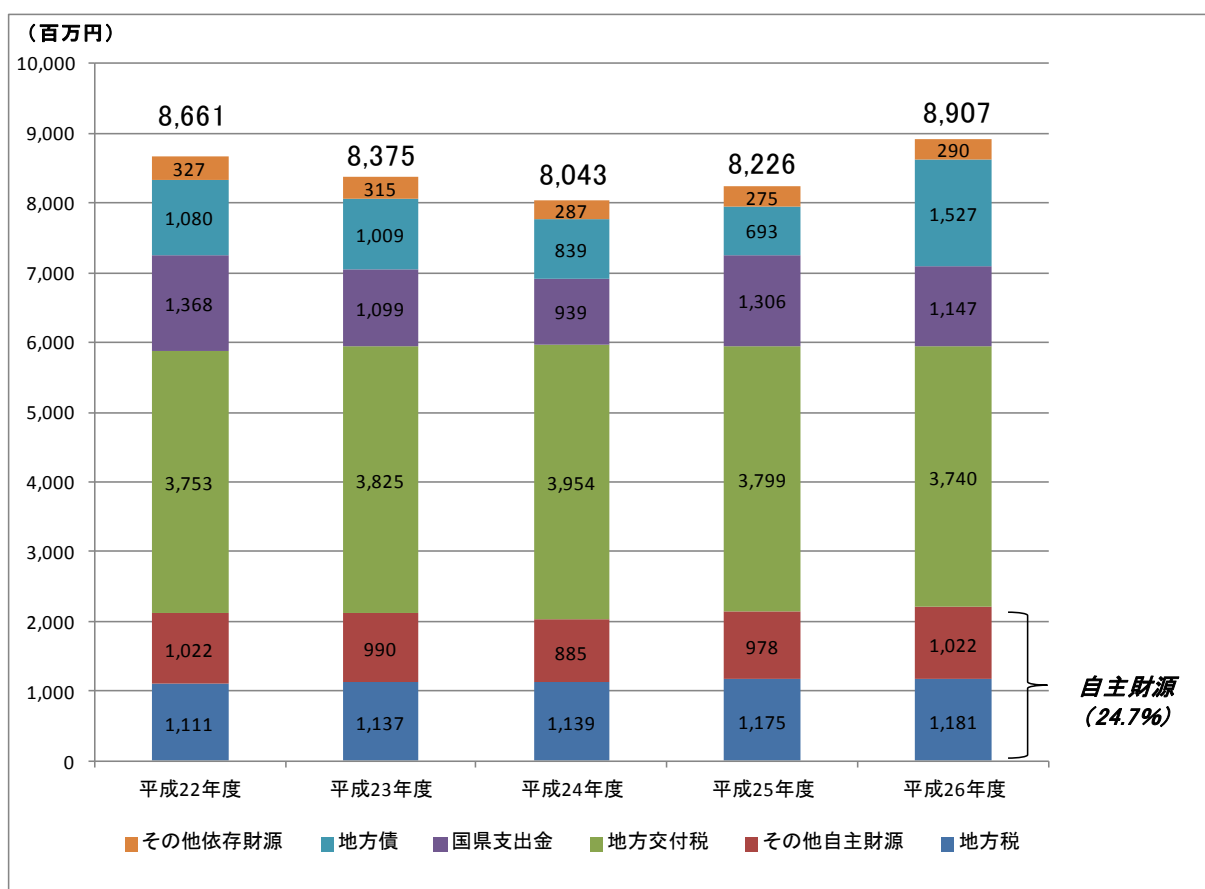
年	0～14歳 (年少人口)	年少人口率	15～64歳 (生産年齢人口)	65歳以上 (老年人口)	老年人口率	総人口
昭和55年 1980年	2,516	19%	8,724	1,770	14%	13,010
昭和60年 1985年	2,479	19%	8,791	2,015	15%	13,285
平成2年 1990年	2,214	18%	8,205	2,224	18%	12,643
平成7年 1995年	1,959	15%	8,162	2,743	21%	12,864
平成12年 2000年	1,584	13%	7,639	3,213	26%	12,436
平成17年 2005年	1,382	11%	7,301	3,571	29%	12,254
平成22年 2010年	1,293	11%	7,010	3,668	31%	11,972
平成27年 2015年	1,222	11%	6,274	4,007	35%	11,503
平成32年 2020年	1,068	10%	5,827	4,292	38%	11,187
平成37年 2025年	953	9%	5,409	4,380	41%	10,742
平成42年 2030年	866	8%	5,126	4,262	42%	10,254
平成47年 2035年	806	8%	4,898	4,058	42%	9,762
平成52年 2040年	755	8%	4,495	3,966	43%	9,216

(資料: 国立社会保障・人口問題研究所)

【歳入の推移】

- 過去5年における歳入の推移をみると、80億～89億円の間に推移しています。自主財源比率¹は、平成26年度で、24.7%となっています。

歳入額の推移

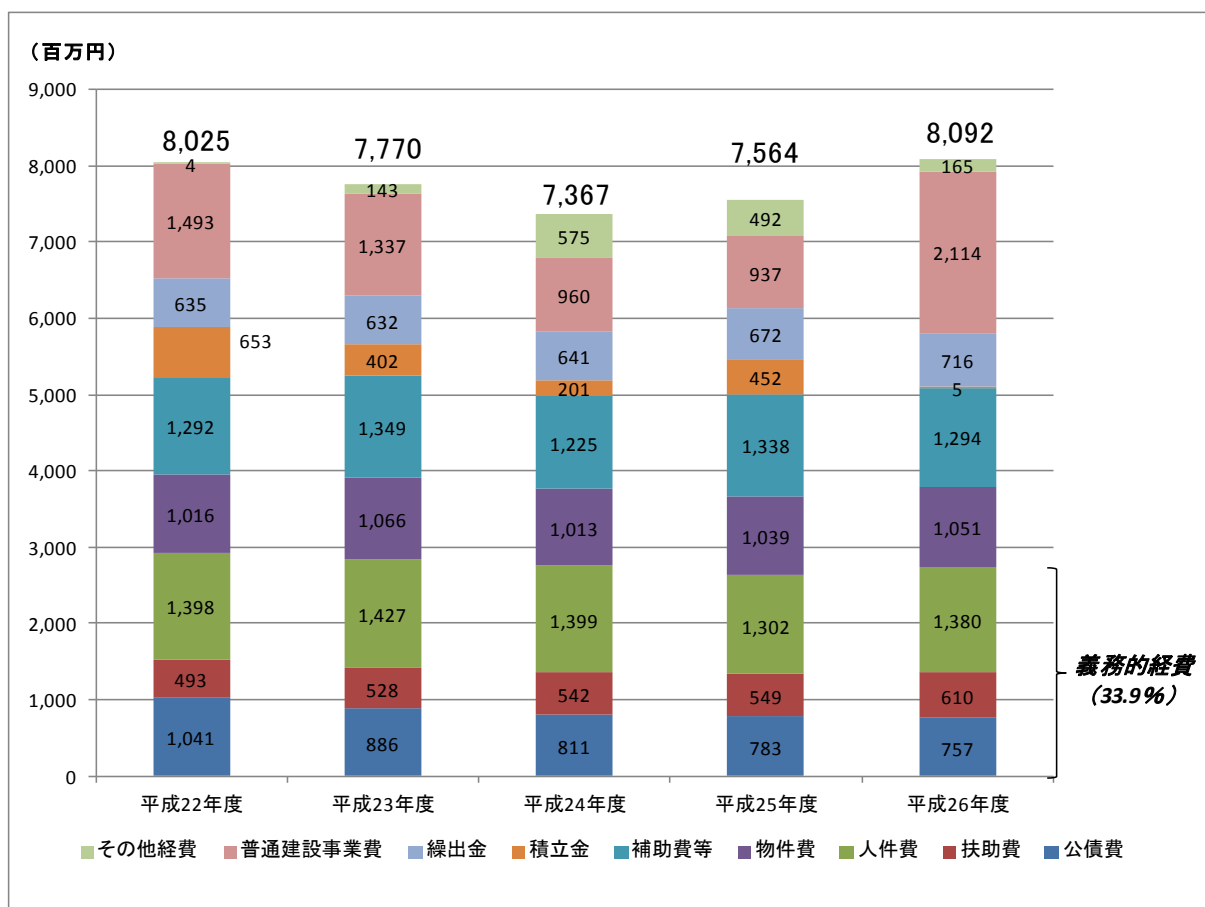


¹ 歳入に占める自主財源の割合。自主財源は、地方公共団体が自主的に調達できる財源で、地方税・手数料・使用料・財産収入・寄付金など。

【歳出の推移】

- 過去5年における歳出の推移をみると、73億～80億円の間で推移しています。義務的経費²は、平成26年度で、歳出の33.9%となっていますが、公債費は減少し、扶助費は増加しています。

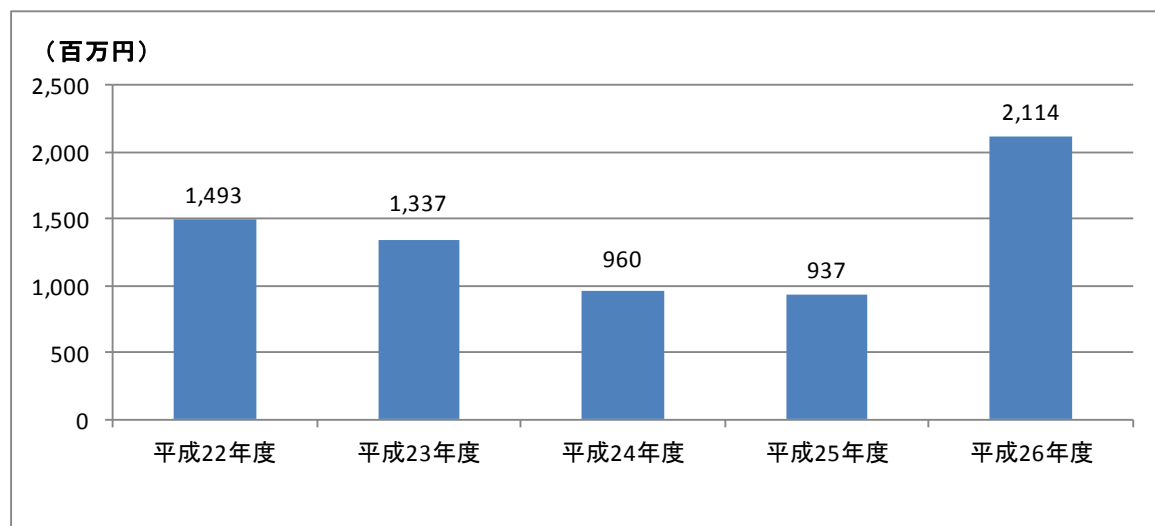
歳出額の推移



² 歳出のうち、支出が法令などで義務付けられ、任意に削減できない経費。人件費・公債費・扶助費など。

- 普通建設事業費の推移をみると、平成 25 年度までは減少し、平成 26 年度は保育園建設等もあり、増加しています。過去 5 カ年の平均は 13.7 億円となっています。

普通建設事業費の推移



対象施設

- 本計画では村が所有する全ての施設を対象とし、建築系公共施設（ハコモノ）、土木系公共施設（インフラ）、企業会計施設の3つに分類し整理します。さらに建築系公共施設（ハコモノ）は機能別に11に分類し、土木系公共施設は、道路、橋りょう、農道・林道、企業会計施設は、上水道、下水道に分類し整理します。

対象とする施設分類(機能別分類)

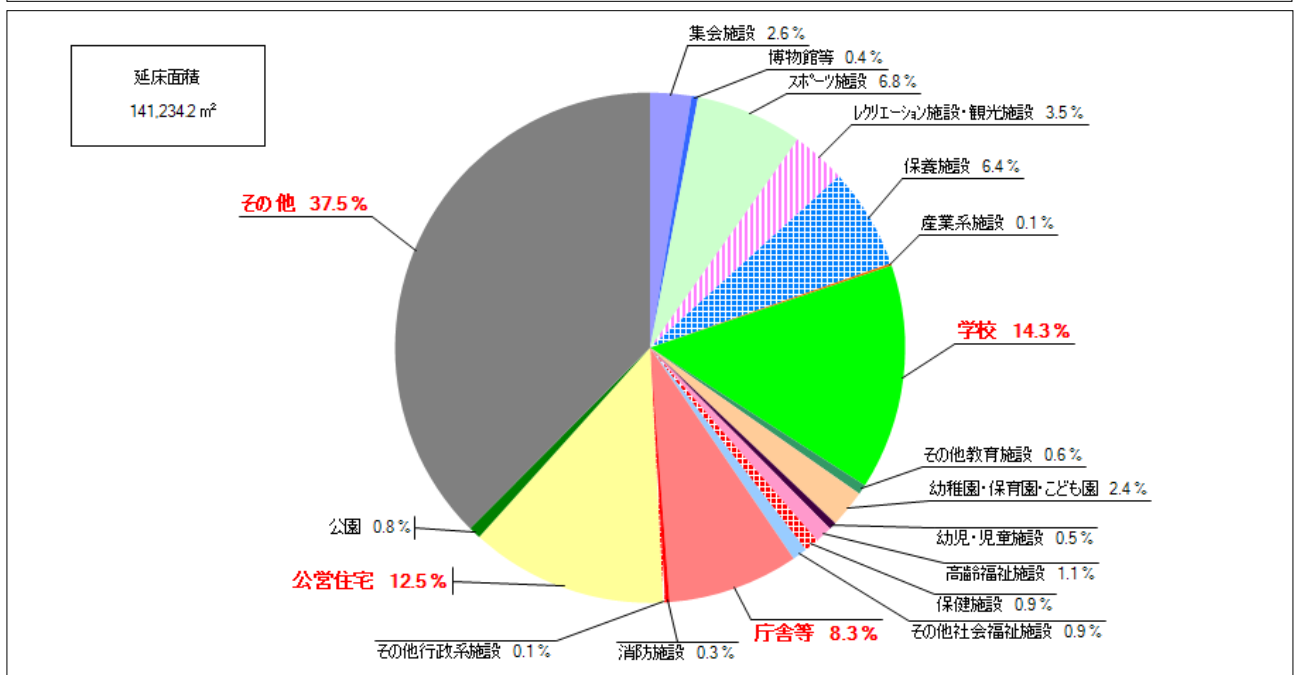
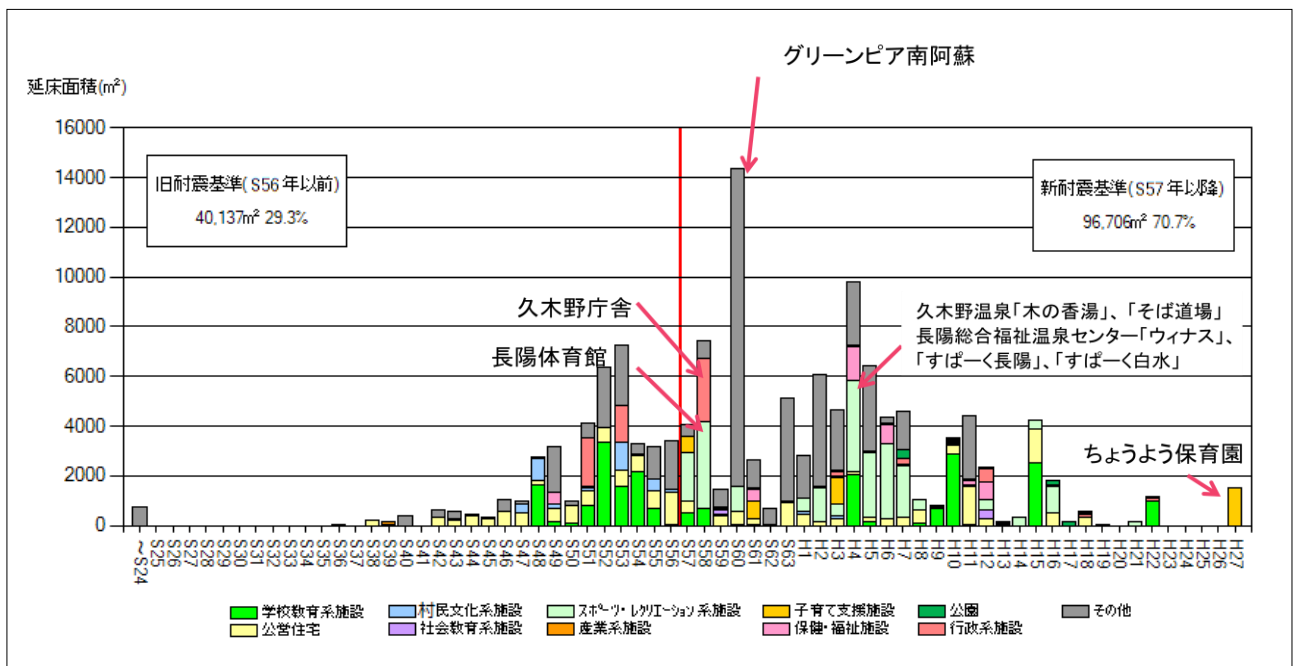
類型区分	大分類	中分類	主な施設
建築系 公共施設※	村民文化系施設	集会施設	地区公民館、集会所、 コミュニティセンター等
		文化施設	中央公民館
	社会教育系施設	博物館等	長陽郷土資料館 阿蘇白水郷美術館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館、グラウンド等
		レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場、観光案内所 観光施設等
		保養施設	温泉施設等
	産業系施設	産業系施設	農産物加工施設「のぎく館」 ふるさとセンター
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	保育所
	保健・福祉施設	高齢福祉施設	総合福祉センター
		保健施設	保健センター
		その他社会福祉施設	高齢者交流センター等
	行政系施設	庁舎等	村役場・各分庁舎
公営住宅	公営住宅	村営住宅等	
公園	公園	管理棟・倉庫・便所等	
その他	その他	普通財産、廃校、駅舎等	
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他村道
	橋りょう	橋りょう	PC橋・RC橋・鋼橋等
	農道・林道	農道・林道	農道・林道
企業会計施設	上水道施設	上水道施設	管路、浄化センター等
	下水道施設	下水道施設	管路、ポンプ場、処理場等

※建築系公共施設の分類は、一般財団法人地域総合整備財団の公共施設等更新費用試算ソフトにおける分類

施設の現状

- 本村の公共建築物は、平成27年度末時点で、約14.1万㎡ありますが、施設の分類（中分類）では、学校が最も多く、全体の面積の14.3%を占め、次いで公営住宅、庁舎等の順に多くなっています。その他の施設も大きな割合を占めています。
- 施設の建設は、昭和30年代後半から整備量が増え、昭和60年に最も多くなっています。旧耐震基準の施設は、全体の29.3%と約3割を占めています。

建築系公共施設 築年別整備状況

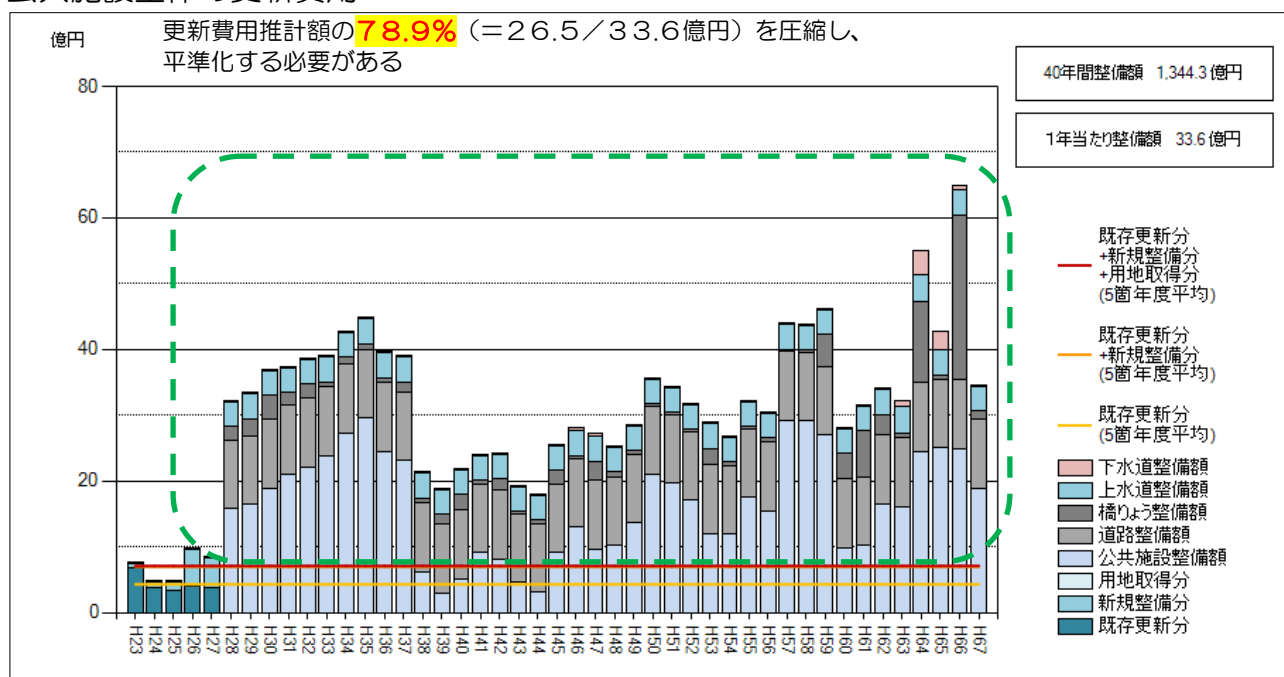


(一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトより算定)

将来の更新費用の見通し

- 建築系、土木系、企業会計全ての公共施設の更新費用を試算した結果、今後40年間で1,344億円（年平均33.6億円）かかることが分かりました。
- 過去5カ年の普通建設事業費の平均値を確保可能な予算額とし、不足額を求めたところ、確保可能予算額が約7.1億円になるため、年平均で26.5億円不足することになります。
- このため、確保可能予算額の範囲で維持更新を行っていくためには、約78.9%（約26.5億円）のコストの抑制が必要となります。

公共施設全体の更新費用



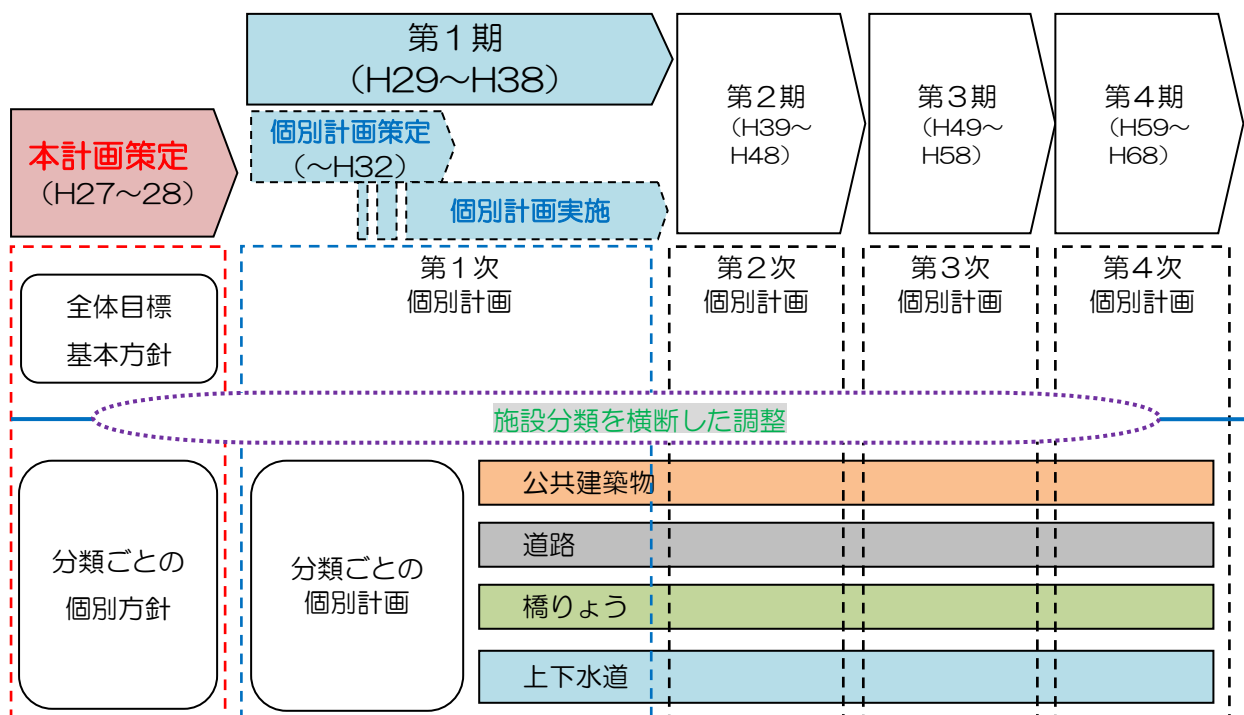
（一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトにて算定）

公共施設とインフラ全体の投資的経費

		建築系	土木系	企業会計	合計
更新費用	40年間平均	16.6億円	12.9億円	4.1億円	33.6億円
投資的経費	5カ年平均	3.6億円	2.6億円	0.9億円	7.1億円
不足分	5カ年平均	13.0億円	10.3億円	3.2億円	26.5億円

計画期間

■ 本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であることから、平成28年度（2016年度）から平成67年度（2055年度）までの40年間の将来推計に基づき策定しました。計画期間については、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。また、5年毎に見直しを行い、10年毎に必要なに応じて計画の改訂を行っていきます。



計画の進行管理、マネジメント

- 公共施設等総合管理計画及び個別計画のマネジメント担当部局を定め、担当部局において、計画の進行管理・マネジメントを行います。
- 計画については、5年後にローリング³するとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更となった場合に、適宜見直しを行います。また、公共施設等の状況を把握し、施設の数量、品質、コストの観点から計画の実施状況を検証します。検証の結果、必要と認められた場合には計画の見直しを行います。

推進体制

- 施設の各部門を横断的に管理し、施設を効率的に維持管理する目的で、村長をトップとした全庁的な取組体制を構築します。
- 施設情報の一元管理においては、固定資産台帳管理システムを活用し、関係課等との共有化を図ります。
- 村民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。作成した計画については、村民に公表し、意見を反映します。

³ 長期計画と現実とのズレを埋めるために、施策・事業の見直しや部分的な修正を、定期的に行っていくこと。

公共施設等の管理に関する基本方針

全体の目標

- 公共施設については、新規整備を抑制すると共に、施設の複合化等により施設総量を縮減し、将来の更新費用を削減します。インフラ系施設については、ライフサイクルコストを縮減し、現状の投資額の範囲内で維持管理を行います。
- 公共施設等の更新費用推計結果により、過去5年の投資的経費と比較すると年平均26.5億円の不足が発生することが予測されています。建築系公共施設、インフラ系公共施設のそれぞれに掲げる取組みを実施し、更新費用を今後40年間で、推計額より80%圧縮します。

建築系公共施設の目標

(1) 必要性を検証する

- 公共施設ごとに、施設の目的や位置付けなどを確認し、今後も村がその施設を保有し、サービスを提供し続ける必要性について、村民の意見を踏まえ、再検証する。

(2) 新規整備は極力控える

- 長寿命化、維持補修などを適正に行い、既存施設の有効活用を図り、新規整備は極力控える。
- 新規整備が必要な場合は、中長期的な総量規制の範囲内で、費用対効果、人口比率の変化を考慮し施設の規模などを検討する。そのうえで、本計画の上位計画である「南阿蘇村総合計画」に位置付けたうえで行う。

(3) 施設を更新（建て替え）する場合は複合施設を検討する

- 施設の統合・整理や遊休施設の活用、施設の複合化等によって、機能を維持しつつ、施設総量を縮減する。
- 複合施設においては、管理・運営についても一元化・効率化する。施設の複合化により空いた施設や土地は、活用・処分を検討する。

(4) 施設総量（総床面積）を縮減する

- 用途が重複している施設、分野を超えて重複している機能（会議室、ホール等）については、統合・整理を検討する。
- 稼働率の低い施設は運営改善を徹底し、なお稼働率が低い場合は、統合・整理を検討する。

(5) 施設コストの維持管理、運営コストを縮減する

- PPP⁴/PFI⁵など、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

インフラ系公共施設の目標

(1) 現状の投資額（一般財源）を維持する

- 現状の投資額（一般財源）を維持、現状の投資額の範囲内で、費用対効果や経済波及効果を考慮し、新設及び改修・更新をバランスよく実施する。

(2) ライフサイクルコストを縮減する

- 長寿命化を可能な限り図るとともに、計画的、効率的な改修・更新を推進、ライフサイクルコストを縮減する。
PPP/PFIなど、民間活力を活用し、機能を維持・向上させつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストを縮減する。

4 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）は、官・民が連携して公共サービスなどの提供を行う取組みの総称。PFI、指定管理者制度、民間委託、民営化などが含まれる。

5 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）は、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

公共施設等の維持管理方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- 建物を安全で快適な状態で使っていくために総合的な管理運営や定期的な保守・点検を行います。
- 個々の施設の保全計画を作成する中で、建物の劣化診断を実施し、維持管理、修繕、更新を含む老朽化対策に活用していきます。
- 耐震診断、劣化診断など既存の診断があるものはそのデータを利用します。経年的な施設の状況を把握するため、定期的に診断を行い、その記録を集積・蓄積して計画的な保全に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- 維持管理については、故障や不具合が発生してから修繕を行う「事後保全」ではなく、計画的にメンテナンスを行う「予防保全」の取組みを進めます。これにより、施設や設備を長期にわたり良好な状態で維持し、改修コストの平準化を図り、トータルコストを縮減します。
- 更新・改修については、(6) 統合や廃止の推進方針と整合性を図り実施します。

(3) 安全確保の実施方針

- 危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
- 点検・診断等により高度の危険性が認められた公共施設等や老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設等については、順次取壊しを行います。

(4) 耐震化の実施方針

- 公共施設は、災害時の活動拠点として有効に機能することが重要であると共に、震災時にも行政サービスを継続的に提供することが必要です。「建築物耐震改修促進計画」に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。計画の対象にない、その他の一定規模以上の公共施設についても耐震診断を実施し、計画的な耐震化に取り組むこととします。

(5) 長寿命化の実施方針

- 建物の劣化状況や今後の維持・修繕コスト等を把握し、計画的な予防保全に努めるとともに、耐用年数を超え、できるだけ長期間、良好な状態で利用できるよう施設の長寿命化に取り組みます。
- 大規模改修工事を実施した場合、建て替え周期を60年とし、その時点で診断を行い更に使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って80年まで長期使用することを検討します。

(6) 統合や廃止の推進方針

- 老朽化した施設や利用状況等から必要性が認められない施設については、村民や議会に状況を十分に説明した上で、廃止・除却を行います。また類似、重複した機能を有する施設を更新する場合には、施設の集約化や機能統合等を検討します。
- 村民ニーズや社会情勢の変化による用途廃止や統廃合、集約化による移転後の空き施設は、可能な限り用途転用することで、既存施設の更新費の抑制を図ります。また、有償での売却や貸付けを行うなど、財源確保の手段としても有効に活用します。

(7) インフラ系公共施設の維持管理方針

- 道路、橋りょう、上水道、下水道といった施設種別ごとに、整備状況や老朽化の度合い等を踏まえ、施設の重要度に応じた個別の維持管理方針を策定し、施設の特性に合った管理水準を設定します。
- 維持管理方針、管理水準については、施設の状況、財政状況等に応じ、適宜見直しを行います。
- 定期的な点検により劣化状況等の把握を行い、点検で収集したデータについては蓄積し管理します。
- 点検結果に基づいた中長期の更新・修繕計画を策定します。

施設類型ごとの基本方針

I. 建築系公共施設 維持管理の基本方針

(1) 施設数に関する基本的な考え方

- 厳しい財政状況を踏まえ、施設活用度の低い施設については、他用途への変更や施設の在り方を見直します。施設活用度が高く、建物性能も高い施設については、維持保全しながら継続使用しますが、将来的には、人口の推移、村の財政状況、及び施設の経営状態等を注視しながら、広域化による近隣自治体との共同利用や、施設の集約化等について検討していきます。
- 施設の集約化、用途廃止等で余剰資産となった施設は、売却、貸付け、除却等について検討します。

(2) 施設保全に関する基本的な考え方

- 施設の状況を的確に把握し管理するため、管理データを整備し、定期点検を行って予防保全的な維持管理を実施します。また、修繕履歴データを蓄積することで、更新時期や実態に応じた劣化状況を把握し、適切に更新・修繕を行える環境を構築します。
- 特に、人が常駐する施設や子どもが集まる施設等で、耐震診断も済んでいない施設は、耐震診断を実施します。耐震性能が不足している場合は、耐震化を図り、利用者の安全確保に努めます。耐震化を行うにあたっては、耐用年数経過後の利用需要を考慮し、耐震化と合わせて長寿命化を行うか、耐用年数経過後に、建て替えや統廃合、他施設への機能移転などを行うかを検討します。

(3) コストに関する基本的な考え方

- 老朽化が進んだ施設は、施設コストが増えることが予想されますが、予防保全を実施することでトータルコストの縮減を図ります。
- 光熱水費が割高の施設については、運用や設備における省エネ策を検討します。清掃等の施設保全に係る委託費については、各施設の共通する業務委託について、仕様の標準化や委託の包括化などの方法を検討しコストダウンを図ります。

Ⅱ. 土木系公共施設 維持管理の基本方針

1. 道路

【村道】

- 構造物（舗装、トンネル、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施する。
- 舗装については、舗装の健全度、FWDたわみ量、ひび割れ率等の管理指標を把握して、舗装の性能、サービス水準に応じて設定した管理目標（健全度MC I 3. 5、たわみ量より残存等値換算厚、ひび割れ率40%）を下回る路線や区間を抽出し、最も効率的な維持補修計画を策定する。
- トンネルや横断歩道橋、門型標識等の道路施設については、5年に一度、近接目視にて点検を実施する。
- 道路土工・構造物については、直高H=5. 0m以上を点検対象とし、遠方目視点検を実施する。修繕を必要とする構造物については、近接目視点検をおこない修繕工法を選定する。
- 道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

【農道・林道】

維持管理に関する方針

- 構造物（舗装、道路付属物等）毎に、定期的に点検・診断を実施する。
- 道路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する道路において、予防保全型の道路（舗装）施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと道路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

2. 橋りょう

維持管理に関する方針

- 限られた予算(道路維持補修費)のなかで、橋の安全性を確実に保持するために、従来の損傷・劣化が大きくなってから対応する事後保全型から、傷みの小さいうちからこまめな対策を実施する予防保全型へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図る。
- 橋りょう長寿命化修繕計画を策定し、適切な管理を行うことで安全・安心な生活の確保を図る。
- 損傷が小さいうちから計画的に修繕を行うことにより、大きな修繕や架け替えを減らしコスト縮減と橋りょうの長寿命化を図る。
- 5年毎の定期点検(近接目視)の実施により橋りょうの健全度を見直し、補修計画を必要に応じて改定する。また計画書の内容が、国の示す点検要領の改訂及び施策等により適切ではないと判断される場合は、橋りょう長寿命化修繕計画を改定する。

健全度の把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

- 橋りょうの点検は、通常点検、定期点検、詳細点検、異常時点検の4つに分けて実施する。道路維持管理の一環として現状を把握し、安全性や耐久性に影響すると考えられる損傷を早期に発見し対策を行うことにより、常に橋りょうが良好な状態に保てるようにする。
- 点検手法は、
 - 南阿蘇村橋梁点検マニュアル
 - 南阿蘇村橋梁点検現場作業手順等に基づいて実施する。

Ⅲ. 企業会計施設 維持管理の基本方針

1. 上水道施設

- 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施する。
- 管路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。

2. 下水道施設

- 管路の状態を健全に保つために、定期的に点検・診断を実施する。
- 管路の計画的な施設管理を行うため、村が管理する管路において、予防保全型の施設管理計画を策定する。
- 施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努める。